

札幌市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

札幌市健康づくりセンター条例（昭和62年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和5年10月1日から市長が別に定める日までの間における第2条第3号及び別表の規定の適用については、同号中「第1号ア及びウからカまで」とあるのは「第1号」と、同表中

「

西センター	運動指導室・ウォーキングデッキ及び運動スタジオ	1人1回につき	390円
		回数券6枚つづり	1,950円

」

とあるのは

「

西センター	健康増進事業	健康度測定一般コース	1人1コースにつき	8,000円
		健康度測定簡易コース		3,000円
		体力測定コース		2,500円
	上記の各コースにおいて実施する検査以外の検査	(1) 算定方法に定めがあるものについては、算定方法により算定した額 (2) 算定方法に定めがないものについては、算定方法に準じて市長が定める額		

	運動指導室・ウォーキングデッ	1人1回につき	390円
	キ及び運動スタジオ	回数券6枚つづり	1,950円

」

とする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(理 由)

中央健康づくりセンターの改修工事に伴う休館期間中における健康増進事業について、西健康づくりセンターにおいて実施するため、本案を提出する。